

鳥獣捕獲等許可兼箱わな借用申請書
(愛がんのための飼養以外)

申請日 令和 年 月 日

篠栗町長 三浦 正 様

下記のとおり、鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

また、箱わな借用希望時には、篠栗町小動物用箱わな貸出要綱に同意します。

申請者

〒	
住 所	
電話番号	
ふりがな	
氏名	
職 業	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

記

捕獲をしようとする鳥獣	
捕獲等又は採取等の目的	(該当する被害を○で囲む) 農業被害・林業被害・生活被害・人的被害・ その他()
捕獲期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (または捕獲許可日)
捕獲区域	(□にチェックし、申請者住所と異なる場合は捕獲区域住所を記載) <input type="checkbox"/> 申請者住所と同一 <input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる()
捕獲方法	箱わな
捕獲をした後の処置	町による回収

【添付書類】

- ・捕獲をしようとする場所を明らかにした図面(別添捕獲実施図)

【確認事項】

- ・設置場所は私有地のみとし、餌等の費用は自身で負担すること。
- ・箱わなの目的外での利用や、第三者への転貸は禁止とする。
- ・捕獲が確認されたら、鳥獣に手を加えずに産業観光課農林業係まで連絡すること。
(平日9:00~16:00) (土日祝に捕獲した場合は翌開庁日での対応とする。)
- ・犬又は猫が罠にかかった場合は速やかに逃がすこと。
- ・1日に1回以上は箱わなの見回りを行い、できない日は箱わなを外すこと。
- ・箱わなによる事故や怪我については、一切の責任を負いかねます。
- ・故意的と思われる破損、紛失等があった場合は修理費用を負担していただく可能性があります。
- ・貸出期間内に箱わな及び捕獲許可証(報告欄記入)の返却を行うこと。